

広島県「産業廃棄物埋立税」の更新

平成24年10月22日に広島県から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付で同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 広島県が産業廃棄物埋立税を更新しようとする理由

広島県においては、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を目指して、廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組むとともに、産業廃棄物の排出抑制等を図る経済的手段として、平成15年度から産業廃棄物埋立税を導入し、以降5年ごとに更新している。

平成25年3月末に現行の産業廃棄物埋立税が終了するが、引き続き、税制度の経済的インセンティブにより、産業廃棄物をはじめとする廃棄物全般の排出・埋立抑制を一層推進するとともに、循環型社会の実現に向けた積極的な事業展開を図ることを目的として、産業廃棄物埋立税を5年間延長するとともに、税収の用途を「循環型社会の形成に関する施策」に拡大するものである。

2. 産業廃棄物埋立税の概要

課税団体	広島県
税目名	産業廃棄物埋立税（法定外目的税）
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
税収の用途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者 （中間処理業者を含む）
税率	1トンにつき1,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度） 600百万円 （平年度） 679百万円
非課税事項	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場に搬入するもの）については課税免除
徴税費用見込額	（平年度） 22百万円
課税を行う期間	5年間（平成25年4月1日～平成30年3月31日）

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659